

## 第1回清瀬市特別職報酬等審議会会議録（要旨）

開催場所：清瀬市健康センター2階第2会議室

日時：平成27年11月11日（水）午前10時00分から午前10時50分

出席者：委員9名（田中委員、松崎委員、浜名委員、波澄委員、堀田委員、伊東委員、加藤委員、石津委員、菊間委員）

事務局等3名（総務部長、職員課長、職員課職員係長）

### 会議次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 委嘱状交付
4. 委員紹介及び会長、会長職務代理の選任
5. 諮問
6. 審議
  - (1) 諮問事項審議
  - (2) その他
7. 閉会

### 【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 諮問書（写）
- ・ 資料1 清瀬市特別職報酬等審議会条例
- ・ 資料2 特別職報酬等の改定額及び改定率の推移
- ・ 資料3 特別職の給料の抑制措置状況
- ・ 資料4 市議会議員の活動状況（会議等）
- ・ 資料5 総職員数の推移（H6－H27）
- ・ 資料6 清瀬市市議会議員定数の推移
- ・ 資料7 26市の概要
- ・ 資料8 市長等給料月額 26市の状況
- ・ 資料9 議員報酬月額 26市の状況
- ・ 資料10 市長等給料月額 26市の状況（平成6年4月1日と平成27年4月1日の比較）
- ・ 資料11 議員報酬月額 26市の状況（平成6年4月1日と平成27年4月1日の比較）
- ・ 資料12 一般職職員の平均給与額及び改定状況の推移
- ・ 資料13 一般職の初任給の推移
- ・ 資料14 年間収入比較（部長職給料表上）
- ・ 資料15 年間収入比較（部長職現給保障）
- ・ 平成27年人事院勧告 給与勧告の骨子
- ・ 平成27年東京都人事委員会勧告等の概要
- ・ 清瀬市特別職報酬等審議会傍聴規程（案）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）

## 審議経過

### 1. 開会

事務局より開会の挨拶

### 2. 挨拶

総務部長より委員の方々へ挨拶

### 3. 委嘱状交付

### 4. 委員紹介及び会長、会長職務代理の選任

各委員及び事務局による自己紹介。

会長は清瀬市特別職報酬等審議会条例第5条第2項「委員の互選により定める」及び第4項「あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」の規定に基づき、会長1名、会長職務代理1名を決定。

会長に田中委員、会長職務代理に松崎委員が選任され、会長及び会長職務代理から、それぞれ挨拶がある。

### 5. 諮問

渋谷市長の代理で総務部長から諮問文が読まれ、代表して田中会長が諮問文を受け取る。

【諮問内容】特別職の報酬等の額について

- ・市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額

### 6. 審議

本審議会について「公開」とする旨、委員の方々が了承。市ホームページへの委員情報の公開、議事録（要旨）の掲載、審議会の傍聴を認めることを決定。傍聴人に対する規程として、事務局より提案した清瀬市特別職報酬等審議会傍聴規程について、委員の方々が了承。

#### （1）諮問事項の審議

【配布資料を事務局（職員課長）が説明】

（委員からの質問・意見）【「⇒」以降は事務局等の回答】

- ・説明のあった教育長に関して、清瀬市はどのようになっているのか  
⇒制度は平成27年4月1日施行ですが、現任の教育長の任期までは旧制度が適用されることになっており、現在そのようになっている。
- ・教育委員長はいなくなるということか  
⇒新制度ではなくなる。
- ・教育長がその事務を行うのか  
⇒そのようになる。
  
- ・たたき台のようなものがあれば検討しやすい。  
(会長)事務局は、たたき台を用意しているのか  
⇒26市の平均等に引き上げた場合の資料は用意がある。
- 【会長からの配布要請に基づき、各委員に追加資料を提出】
- ・20年間も改定していないとあったが、これまでにこういうアクションは何故なかったのか  
何故ここに来て急にこういうことになったのか。  
⇒前回の答申でも一定期間で開催すべきと答申をいただいていたが、資料にもあるが、財政状況の厳しさから抑制措置を実施していた状況もあり、諮問自体をしていないため、この審議会が

立ち上がっていなかった。

- ・首長の判断で、市の財政状況とか、市民感情とか、そういうことを考慮して、給料表から抑制していたということか

⇒そうである。資料3のとおり、市長であれば平成9年から平成27年4月まで抑制をしていた。

- ・20年というのはビックリした。今後何年おきにこのような委員会を設けて、そのまましておくのか、上げるのか、下げるのかということを定期的に関くという考えもあり得るのか

⇒十分あり得る。

- ・条例の内容も運営方法も考えなければならないのか

⇒条例では改定するときには開催することになっているが、答申の中に定期的に関催すべきということ盛り込むことはもちろんできる。

- ・期間を設けて開催しなかったから、20年も開催しないという形になってしまったのではないか。上げるという前提ではなくて、今の額が適正かどうかという観点で開催すべきと思う。

(会長)今回の諮問は報酬等の額についてという形で出されたものだが、審議会として定期的な開催すべきということ意見を意見として取り上げるということによろしいか

⇒そのように答申いただければと思う。

- ・資料2にあるみたいに上げるときだけに開かれているのではないか。審議会でこう決まったから上げさせてくださいといったスケープゴートには使われたくない。

- ・審議会で議論されて、こういう答申が出たから、こういう方法でやるというのは、一つのよりどころと思う。

⇒この審議会で審議はいただくが、改定は経済状況等を総合的に勘案し市長が最終決定するものと考えており、理事者は委員がご心配されるようには考えていない。

(会長)今回諮問に答えて、先に値上げの表を出してもらったが、もう一度皆さんで検討しながら、まとめていければと思っている。

(会長)今後の審議会の開催等について、事務局から説明を求める。

事務局（職員課長）から次の説明を実施。

- ・追加資料の説明を行った。26市平均、類似団体平均及びその中間に改定した場合の影響額についての資料であることを説明
- ・今後の審議予定については、方向性が出るようであれば本日を含めて3回程度を考えている。

### (3) その他

- ・次回審議会の日程は、下記のとおり決定。

第2回 平成27年12月3日（木）午前10時から